

「残そう・伝えよう！」生きものの保全事業補助金交付要領

（通則）

第1 「残そう・伝えよう！」生きものの保全事業補助金の交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）およびエネルギー環境部自然環境課所管補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2 この補助金は、県内の自然再生団体等が県内の小学校に対し、地域に生息・生育する希少生物^{*}の調査や環境整備などの活動機会を継続して提供することで、児童が地域の豊かな自然を認識し、環境保全に対する関心を高めるとともに希少生物の保全が推進されることを目的とする。

※「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物（改訂最新版）」掲載種

（補助対象事業等）

第3 補助金交付の対象者、経費、補助率、補助限度額は、次のとおりとする。

補助事業者	県内の自然再生団体等
補助対象経費	県内の小学生とともに希少生物の調査や環境整備など保全活動を実施するために要する経費
補助対象費目	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、構築物費、委託料、使用料および賃借料とする。ただし、知事が特に認めた場合には、この限りではない。
補助率	10/10
補助限度額	200千円

（補助金額）

第4 補助金の交付額は、補助対象となる経費から寄付金その他の収入を控除した額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、上限を200千円とする。

（補助金の交付申請）

第5 補助金の交付申請は、次の関係書類を知事に提出する。

- （1）補助金交付申請書（様式第1号）
- （2）事業実施計画書（様式第2号）
- （3）補助金所要額調書（様式第3号）
- （4）事業収支予算書（様式第4号）
- （5）県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況

の確認に関する同意書（別紙１）※１

（６）地方消費税の納税証明書 ※１

（７）補助事業に係る小学校長から当該補助事業者への依頼書（写し）

（８）参考書類（活動実績を把握できる資料、団体の規約・会則等）

（９）３回を超えて補助金の交付を受けようとする団体は、この事業による成果を科学的にまとめた資料

※１ 補助事業者が次の団体である場合を除く

ア 収益事業を行わず法人二税等が非課税である任意団体または法人

イ 収益事業を行わないため、法人県民税の均等割のみ課税され、かつ減免を受けた団体

（補助金の交付決定）

第６ 知事は、前条の規定により補助金交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、当該補助事業者はその旨を通知する。

（補助事業の変更）

第７ 補助事業の内容等を変更しようとする場合には、要綱に定めるとおり、あらかじめ知事の承認を受けなければならない（様式第５号）。ただし、要綱別表第３に定める軽微な変更については、この限りではない。

（補助事業の中止または廃止）

第８ 補助事業を中止または廃止しようとする場合には、知事が指示する関係書類を遅滞なく提出するものとする。

（事業実績報告書）

第９ 補助事業の実績報告は、次の関係書類を知事に提出する。

（１）事業完了実績報告書（様式第６号）

（２）事業実績報告書（様式第７号）

（３）補助金精算調書（様式第８号）

（４）事業収支決算書（様式第９号）

（５）補助対象経費として請求するための証拠書類

（６）その他参考となる書類

（補助金額の確定）

第１０ 知事は、前条の規定により補助事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。

（補助金の請求）

第１１ 補助金の請求は、前条の規定により補助金額が確定後、補助金交付請求書（様式第１０号）を知事に提出するものとする。

2 補助金等交付請求書には、交付決定通知書の写しを添付するものとする。

(帳簿等の整備)

第 12 補助事業者は、この補助事業に係る帳簿および証拠書類を事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則 この要領は、平成30年4月1日から適用する。
 この要領は、平成31年4月1日から適用する。
 この要領は、令和2年4月1日から適用する。
 この要領は、令和3年4月1日から適用する。
 この要領は、令和5年5月22日から適用する。
 この要領は、令和6年4月1日から適用する。